

## 軽米町ゼロカーボン推進事業費補助金 Q&A

### 電気自動車等導入事業

Q1 電気自動車とは具体的に何が該当しますか。

A1 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ導入補助金)業務実績細則別表1の電気自動車に記載されている車種で国産車を該当とします。プラグインハイブリット以下の部門は本事業では該当となりません。

※年度内に該当する新車種が発売された場合、センターのHPで別表1が更新されますので、町の補助金も連動して更新することとします。

Q2 添付書類に領収書が必要とありますが、ローンの場合は該当になりますか。

A2 該当になります。契約書のみでよろしいです。

Q3 自動車販売店が電気自動車を仕入れて販売する場合は該当になりますか。

A3 該当になりません。ただし、自動車販売店が所有、登録をして事業用として使用する場合は該当となります。町民が自動車販売店から購入する場合は当然該当となります。

Q4 リースの場合は該当になりますか。

A4 リース事業者、リースでの使用者ともに該当になりません。

Q5 所有権留保付きローンは該当になりますか。

Q5 該当になります。ただし、車検証上の使用者が申請者である必要があります。

Q6 同一世帯内、別個人が購入する場合は該当になりますか。

A6 世帯につき1件までとします。

Q7 すでに購入した電気自動車も該当になりますか。

A7 車検証の登録日が当該年度の4月1日以降であれば該当となります。

Q8 交付決定を受けた車両を処分できますか。

A8 センター等の補助金業務実施細則別表6に定められる期間は町長の承認を得ずには処分できません。承認申請なしで処分した場合、補助金の返還を求める場合があります。